

課室 紹介

普及支援課

佐野 和彦

普及支援課課長

I. はじめに

みなさん、「普及支援課(Information Dissemination and Policy Promotion Division)」知っていますか？まだ、知らない方が多いのではないのでしょうか。旧名称「特許情報課」といえば、お解りの方も多いと思いますが。

さて、今回、本誌編集担当の方から「課室紹介」の執筆依頼を戴きましたので、当課の担当している様々な業務を簡単に読者の皆さんに紹介させて頂きたいと思っております。

まず最初に、普及支援課が何故名称変更したかの経緯を紹介させていただきます。

2007年1月、経済産業省は、知的財産を早期に権利化するための環境整備に向けて、新たな特許行政の指針として「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン2007 (AMARIプラン2007)」をとりまとめました。また、2007年5月には知的財産戦略本部において、「知的財産推進計画2007」が決定されたところであります。これらの重点施策のテーマの中には、「知財の国際的情報共有の推進、産業財産権情報の利用環境の整備等」・「地域・中小企業の知財活用に対する支援の強化」が挙げられています。これらの施策を実施するに当た

り、地域・中小企業の知財活用に対する支援策の立案から普及まで一貫して担うために組織を拡充し、2007年6月に「普及支援課」として組織名称を変更しました。併せて、知財サイクルのひとつの要である特許情報に関する企画立案から普及までをさらに積極的に行っていくための組織として、普及支援課内に「特許情報企画室」を立ち上げました。

II. 普及支援課の組織(事業)体制

普及支援課は、大きく分けて4つの事業分野から構成されています。1つは「地域・中小企業支援事業(地域振興・中小企業等支援に関する企画立案及び普及啓発に関する事業)」、2つ目は「特許公報等発行事業(各種公報の編集に関する事務並びに外注管理等事業)」、3つ目は「資料整備事業(図書の収集並びに国立国会図書館支部特許庁図書館に関する事業)」そして、「特許情報普及施策事業(特許情報に関する調査・研究及び利用に関する企画・立案・普及啓発に関する事業(特許情報企画室))」に分類されています。

III. 普及支援課の業務概要

以下、普及支援課の業務概要紹介としては、「AMARIプラン2007」及び「知的財産推進計画2007」等で取り上げられている施策の実施業務を中心に紹介いたします。

1. 地域・中小企業の知財活用の促進

特許庁の地域・中小企業施策はいつ始まったのかという質問を受けることがあります。詳しく調べてはいたのですが、遅くとも昭和30年には中小企業向けの外国出願助成制度が開始されていますし、地方の知的財産制度普及等の拠点である最初の特許室(現在の近畿経済産業局特許室)を設置したのも33年のことです。その後、昭和59年から出願適正化等指導事業が開始され、平成12年には、研究開発型中小企業の減免措置の導入等施策が拡大されてきました。このような長い歴史を有する施策分野ですが、近年においては、地域中小企業は、我が国の産業基盤を支えるとともに、地域経済の担い手としての大



普及支援課所管事業概要

きな役割が期待されていることに加え、イノベーションを促進し我が国の国際競争力を強化するという視点からも注目されているところです。創生期・発展期を越え、飛躍期を迎えているとも言えるのではないかと思います。

しかしながら、中小企業の知財活用の現状についてみると、例えば、特許権については、平成19年の内国人出願に占める中小企業比率は、出願件数ベースでは約11%となっております。しかしながら、我が国企業の99%以上は中小企業であることに勘みれば、「地域中小企業にはまだまだ潜在的な知的財産が埋もれており、現状では十分な活用が図られていない。」との趣旨の指摘があるのもうなずけるものです。

①地域・中小企業施策の現状

1) 地域関連施策の現状

特許庁の地域活動の拠点 (図1参照) としては、経済産業局毎に設置されている特許室が中核的役割を担っています。さらに、特許室を事務局とする「地域知財戦略本部」を、17年度に全国9ヶ所に設置し、地域における知財政策推進の中核としました。これまで同本部においては、地域の知財や産業の実情に応じた地域毎の「知的財産推進計画」の策定、各地域の創意工夫によるセミナーやマニュアルの作成等多様な事業を実施しています。本部の立ち上げ期である第1フェーズ (17~18年度) が終了し、現在は第2フェーズ (19~21年度) を普及・発展期と位置

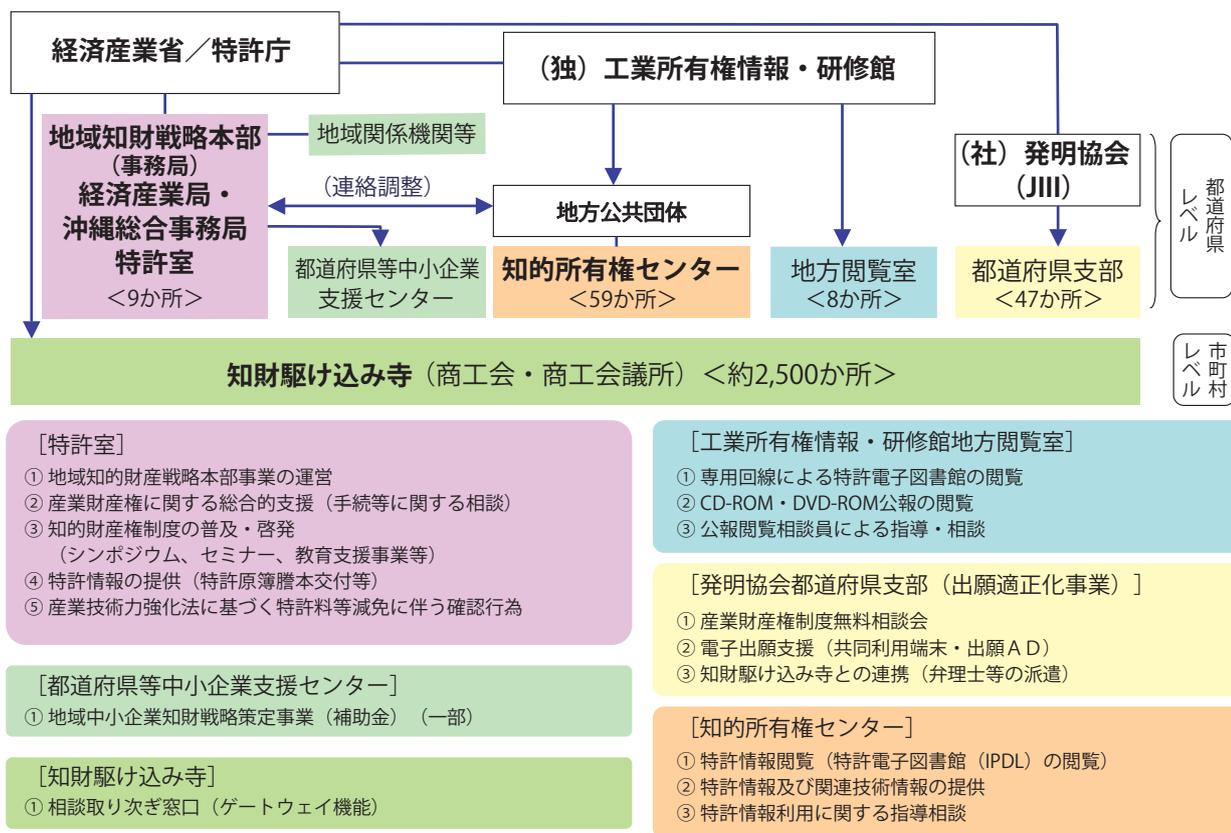


図1 地域における支援体制について

づけ、本部毎に具体的な活動目標(アウトプット)及び成果目標(アウトカム)を定め地域の活動を強化しているところです¹⁾。経済産業局で実施することにより、知的財産施策のみにとらわれず、中小企業施策や研究開発施策等他の施策と密接な連携を図りながら事業を展開することが可能となっています。

次に現在重点的に取り組んでいる施策が、「知財駆け込み寺」です。18年7月に全国の商工会・商工会議所に地域における身近な知財の相談取り次ぎ窓口として設置されました(約2,500ヶ所)。これまで知財に関する地域の相談窓口等としては、都道府県の知的所有権センター、(社)発明協会の各支部といったように都道府県レベルが中心でした。知財駆け込み寺は、中小企業にとってより身近な「市町村レベル」の窓口として、埋もれている知財の掘

り起こしをはじめとする知財の裾野の拡大に寄与できないかと考えております。しかしながら、現状におきましては、有効に機能しているとは言い難い面もあり、19年度からは特許庁としても各知財駆け込み寺に専門家を派遣し経営指導員に対するセミナーや個別相談会を開催する等、中小企業庁と協力して知財駆け込み寺の地域への定着を図っているところです²⁾。

2) 中小企業施策の現状

中小・ベンチャー企業に対しては、出願、審査、権利活用等の各段階で、「網羅的」かつ「きめ細か」な支援策を実施しているところです(図2参照)。全国で4,000回以上の専門家による個別無料相談会の開催、16年度から3年間で200社以上の中小企業の知財戦略策定への補助の実

1) 具体的には、「中小企業向けセミナーを〇〇回開催する。」といった活動目標や、「地域団体商標取得を△件とする。」や「中小支援策の活用企業の3割増とする。」等の成果目標が定められている。

2) 平成18年7月～19年3月までの知財駆け込み寺への相談件数は、約2700件となっている。

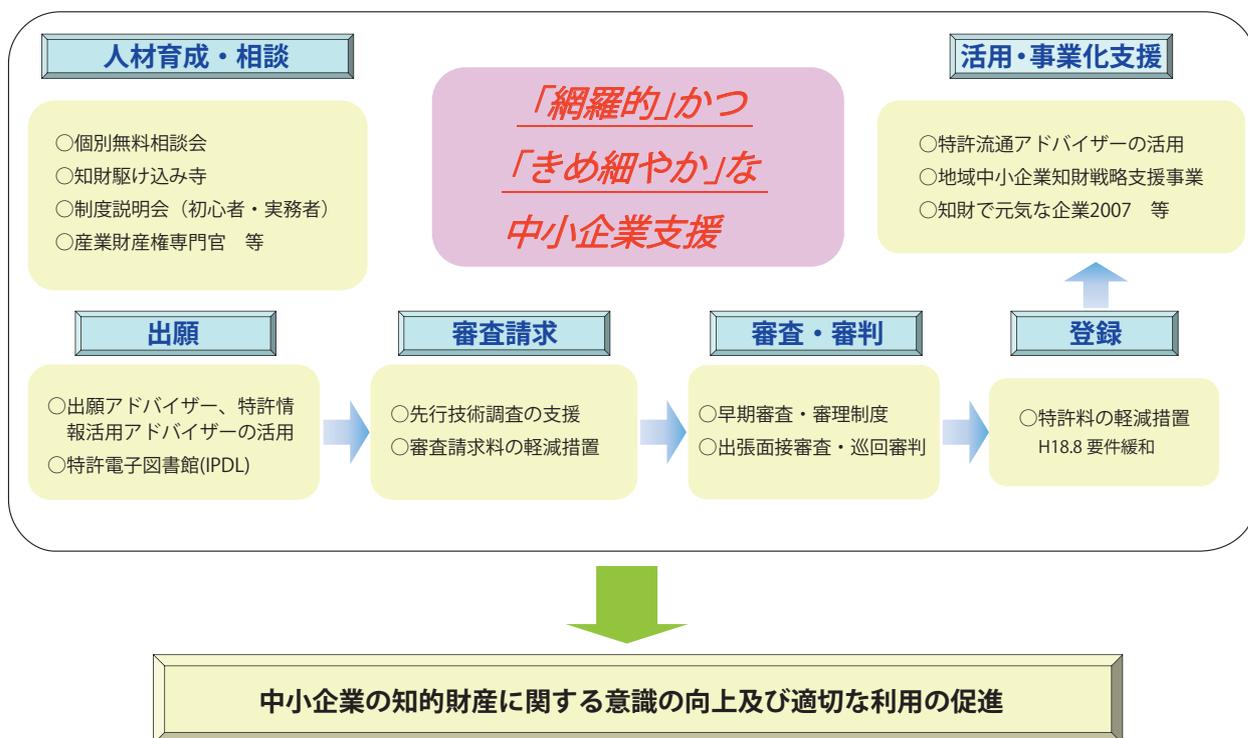


図2 中小企業支援策の概要

施といった幅広い施策を展開しております。

さらに、中小企業に対する総合的な専門家として庁内に設置された「産業財産権専門官」は、各種セミナーの講師、中小企業への個別訪問を通じて、地域・中小企業に対する知的財産権制度及び各種支援策に関する普及啓発や人材育成を図っています³⁾。

このような各種支援策の中でも、特許審査迅速化や出願適正化の観点から、積極的にPRしている中小・ベンチャー企業向け支援策としては、3つの支援策（「特許先行技術調査支援制度」、「早期審査制度」、「審査請求料・特許料軽減制度」）があげられます。その中でも、当課で実施している、特許先行技術調査支援制度は、中小企業等の依頼により、特許庁から委託を受けた民間調査事業者が無料で先行技術調査を行い、調査結果を送付し、審査請求を行うか否かの判断のための参考情報として提供し

ているものです。中小企業にとっては、費用の節約（調査費用の節約及び権利化の可能性が低い出願について無駄な審査請求料の支払いの節約）につながります。同時に、特許庁にとっても、審査の適正化・迅速化に貢献するものです。実際に、本支援事業を利用して審査請求を行った案件の特許率は約65%と、全体の特許率である約49%に比して高い数値となっており、一定の成果が得られています。

②今後の課題

以上のような地域・中小企業への支援を担当している特に感じていることは、我が国中小企業の数（約430万社）が極めて多く、また、知的財産に関する知見や取組が多様であるためニーズが多様であることがあげられ

3) 産業財産権専門官の18年度の活動実績は以下のとおり。このような活動の詳細については、庁内関係者には「産業財産権専門官活動レポート」として毎月とりまとめ、早期の情報共有を図るとともに、施策への反映を目指している。

- a. セミナー等を通じた広範な普及啓発・人材育成(168回)
- b. 中小企業者の要請に基づく勉強会等を通じた人材育成(7回)
- c. 展示会等を通じた施策の普及啓発(18展示会、出展ブース延べ196社訪問)
- d. 直接企業訪問による施策普及(129社)

ます。これは、大企業への施策周知のように、ほぼ一律の情報提供方法のみでは、十分に施策の趣旨や内容を周知することができません。これは、各種支援策等制度の普及啓発に時間を要することを意味しております。実際に、このことが中小企業支援策の利用件数の拡大への大きな課題の一つとなっているところです⁴⁾。また、知的財産の知見や取組レベルに応じて、必要な支援内容が多岐にわたるため、画一的な支援制度ではなく、「中小企業のレベルに応じて弾力的に対応可能な制度の充実」や「中小企業自身が複数のメニューから自ら適した支援策選択できるような方向」を指向することが必要と考えています。

また、知財分野での地域中小企業支援は、特許庁は主要プレーヤーの一つであるものの唯一の主体となるべきものでもありません。中小企業庁や地方公共団体とも役割分担や連携を強化して、取り組んでいくことが不可欠です。このため、今年度から、意欲的な取組を行う地方公共団体との連携モデルの構築にも着手することとしております。

いずれにせよ、中小企業支援策は、利用者の立場に立ったものであること、地域に密着したものであることを通じた利便性の向上、多様な中小企業のニーズを踏まえて支援が実施できるよう支援メニューを増やすこと等を通じて、よりきめ細かな支援を目指していきたいと考えております⁵⁾。

このような取組を通じて、中小企業の経営者が、研究開発戦略や事業戦略と連携して知的財産を活用することを通じ、より多くの中小企業で「知財経営」が実現することを期待しています⁶⁾。このことが中小企業自身にとって、地域振興にとって、国の産業競争力にとって寄与するものと考えております。

2. 特許情報普及施策の促進

普及支援課 特許情報企画室（以下、「特情企画室」という）では、特許情報⁷⁾に関する企画立案を行っています。特情企画室は、前身である特許情報課の調査班と企画班の2班を特情企画室長の下に束ねて、特許情報の普及をさらに積極的に行っていく体制を強化したわけです。

ここでは、まず、特許情報普及施策に関する歴史を概観し、現在の特許情報普及の方向性を紹介します。そして、特情企画室の業務を具体的に紹介するとともに、それぞれの業務の背景や、どのように産業の発展に貢献しているかを示します。

また、特情企画室における最新のトピックスを紹介させていただき、現在の特許情報に関する重要な観点をお知らせさせていただきたいと思っております。

(1) 情報普及施策に関する歴史

特許情報普及に関する歴史において、大きく方針付けイベントはこれまでに4回ありました。年代順に見ていきますと、

- 1) 1997年6月 第19回工業所有権審議会情報部会、
- 2) 2002年7月 知的財産戦略大綱、
- 3) 2002年11月 知的財産基本法、
- 4) 2003年3月 産業財産権情報利用推進委員会報告書

です。それぞれのポイントは以下の通りとなります。

まず、第19回工業所有権審議会情報部会では、

- ①インターネットを通じた産業財産権情報の積極的提供
- ②産業財産権情報の提供条件見直し
- ③海外諸国との協力の一層の促進

が答申され、これを受けて特許電子図書館（IPDL）が開設されるとともに、整理標準化データ事業が開始されました。

4) 例えば、特許等先行技術調査支援制度の19年度の利用件数は、AMARIプラン2007で明記しているとおり、9千件以上の利用を目標としているが、過去の実績は、16年度約1,200件、17年度約1,800件、18年度約3,100件である。なお、中小企業支援策の利用件数の一層の拡大を図るため、19年6月には、支援策のパンフレットを全中小企業（17年度特許出願人約1.4万社）、全弁理士（約7千人：日本弁理士会経由）に配布したところであり、これによる利用拡大効果もみられる。（19年7月末現在約1,970件（対前年度同期比約250%））。

5) メニューの多様化を意識して、20年度予算要求においては、知財駆け込み寺を活用した個別訪問型相談制度の導入、都道府県中小企業センター等を通じた地域中小企業の外国出願助成制度等を新規に要求しているところ。

6) 19年度においては、中小企業版の知財経営の実現に資するマニュアル（事例集）の策定にも、取り組んでいるところ。

7) 「特許」は産業財産と同義で使用しており、「特許情報」は、実用新案、意匠、商標に係る情報を含んでいます。

次に2002年7月には、「知的財産戦略大綱」が策定され、企業等における知的財産創造の促進を目的として、知的財産情報調査のための基盤整備を行うために、民間特許情報提供者に対し、特許庁が保有するデータを提供できるよう懇諭されています。さらに、特許電子図書館について、一般ユーザーがアクセスしやすいよう改善を図るとされています。

3番目として、前記知的財産戦略大綱を受けて知的財産基本法第20条において、情報提供について規定しています。条文は以下の通りです。

(情報の提供)

第二十条

国は、知的財産に関する内外の動向の調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、知的財産に関するデータベースの整備を図り、事業者、大学等その他の関係者にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な施策を講ずるものとする。

4番目として、2003年3月に公表された産業財産権情報利用推進委員会報告書があります。本報告書では、基本的な考え方を、情報提供における『国と民間とのベストミックス』としています。つまり、知的財産立国の実現のためには、産業財産権情報の利用推進がひとつの鍵であり、国の役割は正確で基本的な一次情報⁸⁾の提供を行い、民間の役割は国が提供する正確な一次情報に高い付加価値をつけた情報の提供を行うこととされました。

(2) 特情企画室調査班の業務紹介

1) 特情企画室調査班の業務は特許情報普及施策の立案、

特許情報の提供、海外の特許庁とのデータ交換が重要な部分を占めています。特許情報普及施策については、「(1) 情報普及施策の歴史」で、その変遷についてご紹介させて頂きましたが、節目において調査班が議論に参画しています。

ここでは、情報提供の形態としてIPDL、整理標準化データ提供についてご紹介します。さらに、海外の特許庁とのデータ交換として目的や歴史等を含めどのようなことを行っているかご紹介します。

①特許電子図書館 (IPDL : Industrial Property Digital Library)

IPDLとは、インターネットを通じたアクセスが可能であり、JPOのデータベースにある知的財産情報の公衆閲覧が出来る無料サービスのホームページです。IPDLは1999年3月31日から稼働し、1885年以降に発行された特許・実用新案・意匠・商標の公報類約6100万件(2006年現在)を文献番号や各種分類等により検索することが可能です。

IPDLの主な目的は、特許情報の普及・啓発に加え、中小企業、個人、ベンチャー企業等、主としてこれまで産業財産権情報にアクセスし難かった人々の特許情報の利用促進や特許情報利用に関する地域格差の解消等があります。

IPDLが提供するサービスの中で、文献番号索引照会や経過情報検索など、出願番号等をキーとした特定の案件の情報を取得する基本的なサービスの利用が多いことが特徴です。また、近年では検索サービス内容も充実⁹⁾してきており、中小企業や個人などが自身で手軽に先行技術調査を可能となっています。こうしたサービスの提供により、特に中小企業の研究開発効率向上や新規性のない特許出願の件数の低下等に貢献しています¹⁰⁾。

8) 産業財産権情報利用推進委員会報告書では、「一次情報」の定義は必ずしも明確ではありませんが、一次情報とは、特許出願等にかかる書誌情報、明細書、図面など出願人が特許庁に提出する情報や審査等の特許庁業務のために作成された情報を指すものと解されます。

9) 2006年度の新規サービスは6つあります。ここでは紙面の都合上、各サービスの項目のみ御紹介させていただきます。①公報・経過情報の相互リンク、②IPC検索とFI/Fターム検索サービスの統合、③国内公報と外国公報(和文抄録)とを同時に検索する機能の追加、④審査書類情報照会サービスの対象書類追加、⑤公報テキスト検索の入力画面の改善、⑥大学等向け公報固定アドレスサービス(特許・論文統合検索)

10) 出典：「我が国企業の国際競争力強化に向けた知的財産戦略の評価に関する調査研究報告書」(財)知的財産研究所(2007年3月)。「IPDLにより基礎的な調査が可能となったことで、過去に比べて、出願した発明と同一内容の先行技術文献を特許庁(審査官)から提示されるケースは、確実に低下してきている」

商標の場合では、「商標出願・登録情報」、「商品・サービス国際分類表」及び「称号検索」が、よく利用されているベスト3のサービスです。

これらのサービスにより、出願人は、これから商標出願しようとする商標について、先願商標の有無の調査や指定商品・指定役務についての調査が可能となります。

また、商標の他のサービスについても、2006年度のシステム開発において、商品・役務名リストにニース国際分類第9版データを追加するとともに、日本国周知・著名商標検索に異議決定のデータを追加する等、商標サービス全体の利便性の向上に努めているところです。

意匠の場合では、「意匠公報テキスト検索」、「日本意匠分類・Dターム検索」及び「意匠文献番号索引照会」が、よく使われているベスト3のサービスです。

意匠公報テキスト検索では、物品名や、出願人名、出願日等を組み合わせた検索が可能ですので、初心者に対しても使いやすいサービスとなっています。今年度は、改正意匠法に対応して、新しい検索キーとして画面デザインの分類が加わります。

②整理標準化データ提供

整理標準化データとは、特許庁が保有する特許等に関する出願・登録情報、サーチ情報などを編集し一定のフォーマットで提供するデータのことを指します。データそのものには費用はかからず、データの複製費、データを収納する空の媒体費、送付費等、販売するために必要な経費(マージナルコスト)で提供されております。

整理標準化データを利用して、民間情報提供事業者において、特許出願に関する先行技術調査サービスや、その他のユーザーニーズを反映させた付加価値ついた情報提供が行われております。

整理標準化データの提供、及び、整理標準化データを利用した民間情報提供事業者によるサービスにより、出願人における知的財産権管理の充実を目指しています。

③海外特許庁とのデータ交換

海外特許庁とのデータ交換の歴史は、三極特許庁会合でデータ交換が合意された1983年まで遡ります。当時は

現在のように電子データの利用が一般的ではなかったため、交換されるデータも限られておりました。電子情報技術の発展に伴い現在では三極特許庁に限らず、中国、韓国の特許庁ともデータ交換を行っています。

JPOからUSPTO、EPO等の海外特許庁に提供しているデータには、書誌情報データ、及び、公開特許英文抄録(PAJ: Patent Abstract of Japan)があります。他方、USPTOやEPOからは公報や分類に関するデータを受領し、日本語の抄録を作成しています。日本語抄録データやパテントファミリーデータは、庁内の検索データベースに格納され、審査官が先行技術調査を行う際に利用されているとともに、IPDLを通じて出願人等を含め一般ユーザーも利用されています。

④三極特許庁をはじめとする海外特許庁との情報普及施策の協議

特情企画室では、データ交換に関する協議の他にも、情報普及施策について、三極特許庁やSIPO(中国特許庁)、KIPO(韓国特許庁)と協議しています。また、2007年5月の5庁会合でも、情報普及施策は、重要な議題の一つとして議論されました。

また、工業所有権情報の国際標準化、ネットワーク化や電子データ交換の検討をWIPOの情報技術に関する常設委員会(SCIT)の下部組織にある標準・文書作業部会(SDWG)において行っており、特情企画室では、パテントファミリーデータの精度向上のためにWIPO標準(ST.10/CとST.13)の見直しに関するタスクフォースリーダーを努めており、また、商標のXMLフォーマットに関するWIPO標準(ST.66)及び意匠のXMLフォーマットに関するWIPO標準(ST.86)については、情報システム室と共に参加して積極的に議論をリードしています。

(3)特情企画室企画班の業務紹介

1) 特情企画室企画班の業務は、公報の発行及びそれに関わる業務、海外特許庁等との外国公報類の相互交換が重要な部分を占めています。ここでは、公報発行の目的や発行形態の変遷、外国公報類の相互交換の現状についてご紹介します。

①公報の発行

公報¹¹⁾の発行は、産業財産権制度と大きな関わりを持ち、「技術の公開」と「権利の公示」との機能を担保する重要な役割を担っています。

公報は様々な環境やニーズの変化に伴い、その内容や提供方法に変化がありました。例えば、①法律や制度の変更に伴う公報種別や掲載内容の変更、②紙、CD-ROM、DVD-ROM、インターネット利用といった提供媒体の変更等を経て現在に至っています。

企画班では、これらの様々な変化に対応し、外部ユーザーに利用しやすい公報の発行に努めています。

②外国公報類の相互交換

海外特許庁等との外国公報類の相互交換は、ユネスコ条約¹²⁾に基づいた二国間の取決めにより行われています。現在特許庁は、40か国・41箇所(国際機関を含む)に公報を送付しており、また、64か国・71機関(国際機関を含む)から公報を受領しています。相互交換により受領した公報は、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)の公衆閲覧室(本庁舎2階)で広く一般に公開されています。

(4) 最新のホットトピックス

ここまでで紹介させていただきました業務に加え、近年重要課題として検討中の項目について、概略をご紹介します。

1) 機械翻訳の翻訳精度向上

アジアの国々への審査協力や先進国との審査結果交換を行うために、AIPN: Advanced Patent Networkを通じて、JPOの審査結果を海外特許庁に配信しております。JPOの審査結果は日本語で記載されているので、海外特許庁の審査官が利用可能とするために、日英機械翻訳を行っています。機械翻訳における翻訳精度向上はJPOの

審査結果の利用率を高める上では必要不可欠であり、翻訳精度を向上させるために翻訳辞書の登録数の追加、パターン辞書の充実等を行っております。

また、日米欧中韓の5庁が世界の約74%の出願を受理している中で、既に重要性が高まっている中国及び韓国文献の利便性を向上するために、中日及び韓日の機械翻訳の整備を近い将来検討することも視野に入れています。

2) 個人情報に関する取扱い

出願人や特許権者に関する情報は、産業財産権として独占権を行使する上で広く公衆に知られる必要があります。個人情報保護法の観点からも、出願人等に関する個人情報を公衆に提供することは、特許庁が保有する個人情報の利用目的の範囲内と解釈されています。他方、近年、インターネットを利用した特許等の情報提供が行われているなか、出願人等が権利行使を予定していない公衆全般に住所や氏名の個人情報が容易に得られる環境の是非は論点になり得るものです。こうした状況を踏まえ、個人情報に関する取扱いに関して、情報提供方法の見直しやより明確なルール作りを含め検討を行っています。

3) インターネット公報の推進

公報に掲載される産業財産権情報をより迅速に、かつ、簡便な方法で幅広く流通させるため、特許庁では2006年1月より登録実用新案公報、2007年1月より意匠公報のインターネットによる発行を開始しています。公報発行のインターネット化により24時間365日、無料で公報のダウンロードが可能になっています。また、公報発行のインターネット化に伴い公報発行期間(設定の登録から公報発行までの期間)の短縮を実現しています。

新事務処理システム¹³⁾においては、他の全ての公報等についてもインターネット公報に移行し、さらに、自動

11) 平成19年8月現在で特許庁が発行する公報は①公開公報(DVD)、②登録実用新案公報(インターネット)、③特許・実用新案登録公報(DVD)、④意匠公報(インターネット)、⑤商標・商標書換登録公報(CD)、⑥公開・国際商標公報(CD)、⑦審決公報(CD)、特許庁公報(紙)、⑧長大データ(CD又はDVD)となっております。

12) 第10回ユネスコ総会で採択された条約:「国家間における公の出版物及び政府文書の交換に関する条約」及び「出版物の国際交換に関する条約」(1961年効力発生)

13) 特許庁では平成23年1月に、出願及び中間手続の受付から、方式審査、実体審査、権利の登録、公報発行並びに審判に至るまでの基本的に全ての手続と申請人登録や料金関係等に関する新事務処理システムの提供開始を目指しています。

編集により公報発行のリアルタイム化を目指しています。さらに、インターネット公報利用者の利便性向上のため、新事務処理システムが備えるべき要件（システムが実現すべき仕様、機能）について、現在検討を行っています。

IV. おわりに

経済のグローバル化が進展し、国際的な企業間競争が激化する中、政府においても、様々な知的財産政策が強力かつ多面的に推進されています

このような中、我が国中小・ベンチャー企業においては、革新的な技術等を有していながら、これを知的財産として保護・活用する意識が乏しく、知的財産を戦略的に保護・活用する体制が不十分です。そこで、知的財産の戦略的活用が不十分な中小企業や地域への支援の強化に向けて、地域知財戦略本部の活動を充実させるとともに、地域における相談窓口である知財駆け込み寺の機能強化を進めてまいります。

また、特許情報は、企業や研究機関等が、研究開発活動や技術動向、さらには商品やサービスなどの市場動向等を把握する上で重要な役割を果たしており、これを有効に活用することで、重複する研究開発の防止、既存技術を活用した研究開発の推進、無用な紛争の回避等を図ることができます。つまり、特許情報普及と利用は、知財サイクルにおいて重要な鍵を握っており、特許庁からの特許情報の普及は特許庁の施策の中のひとつの要となっています。

普及支援課は、今後も、中小企業の経営者等が、知的財産を活用するためのきめ細かい支援策を提供するとともに、特情企画室としては、国民や特許情報利用者、海外特許庁、そして審査官からのニーズを捉え、特許情報を効果的に活用できる基盤を築き上げていきたいと考えています。

本誌の読者の皆様におかれましても、当課の普及支援施策に関するアドバイスなど忌憚のない意見を戴ければ幸いです。